

水害にあったときに

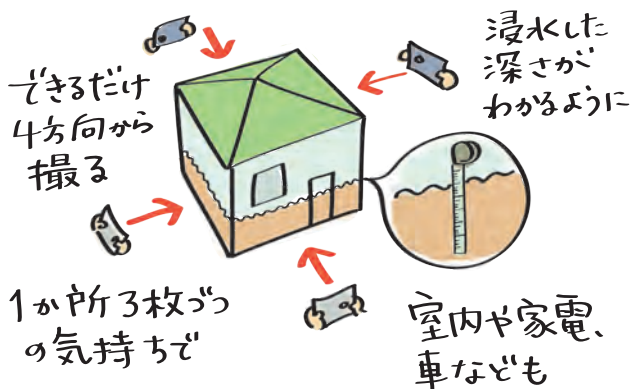
浸水被害からの生活再建の手引き

このチラシは水害にあったときに
にすることの一般的な手順を
まとめたものです。
無理をせず、
できることから始めましょう。

1 片付ける前に記録を残す

- 被害の様子が見える写真や動画を撮る
- 家の外をいろいろな向きから、浸水の深さがわかるように撮る
- 室内の被害状況や、屋外の自動車なども撮る

写真はのちの手続きや保険金の請求の際に、被災状況を伝えるのに役立ちます。



2 被害にあったことを伝える

- 火災保険・自動車保険や共済の担当者に連絡する
- 保険証券をなくしたときや補償内容がわからないときは下記へ問い合わせる

損害保険	自然災害等損保契約照会センター (日本損害保険協会内) 電話：0120-501331 (無料) 9:15~17:00 土日祝・年末年始のぞく
	共済 日本共済協会 電話：0570-023140 (通話料有料) 9:00~17:00 土日祝・年末年始のぞく

※いずれも災害救助法が適用された地域の方が対象

3 罹災証明書をもらう

- 市(区)役所・町村役場で罹災証明書の申請をする
- 被害認定調査を受ける
- 調査には、住宅の外から見て行う1次調査と内部の壊れ具合も見て行う2次調査がある

罹災証明書は、災害による住宅の被害の程度を証明する書面です。申請すると、市区町村が調査を行い、判定を決めます。

1次調査では右図のような基準で判定されます。判定に不服があるときは、2次調査や再調査の依頼ができます。

罹災証明書の判定区分ごとの詳しい支援内容は、「水害にあったときに(冊子版)」をご覧ください。

水害にあったときに(冊子版)



1次調査の判定基準

木造・プレハブ戸建て1~2階建ての場合

※状況や家屋によって異なる場合もあるため、目安として参照してください

あくまで目安です

	浸水被害		土砂被害
	浸水のみ被害のとき	水流や漂流物による外壁などへの損傷があるとき	住家や周辺に土砂などが一様に堆積したとき
180cm	大規模半壊	全壊 (住家流出も含む)	全壊
100cm	中規模半壊	大規模半壊	全壊
50cm	半壊 床上10cm以上	中規模半壊 床上50cm以上	床上100cmまで一面の堆積
床上10cm	床上浸水	半壊 床上50cm未満	大規模半壊 床まで一面の堆積
床下浸水	準半壊	一部損壊	半壊
天端→25cm	一部損壊	一部損壊	基礎の天端下25cmまで一面の堆積
住宅の基礎	(2024年5月に新設)		てんば 2025年3月現在

4 ぬれた家具や家電を片付ける

- 片付けは、肌を出さない服装で行う
- 作業中はこまめに休み、水分を取る
- 小さな子どもは有害な物質を吸い込みやすいので注意する

ぬれた家具や家電は、「そのまま使えるもの」「洗って使うもの」「捨てるもの」などにわけます。「迷うもの」もわけておき、あとでゆっくり決められるようにします。

ゴミ捨ては分別が基本なので、市町村から伝えられる指示に従いましょう。

作業中は熱中症やケガに注意



消毒液の使い方

●食器などは、消毒液を正しく使って洗う

塩素系漂白剤(キッチンハイターなど)や逆性石鹼(塩化ベンザルコニウム「オスバンS」など)の消毒液は、使い方をよく読み、手袋をして使います。消石灰はヤケドなどの危険があるためおすすめしません。



消毒液	対象と使い方
次亜塩素酸ナトリウム(家庭用塩素系漂白剤でも可)	食器類・流し台・浴槽 1) 食器用洗剤と水で洗う 2) 希釈した消毒液に5分つけるか消毒液を含ませた布で拭き、その後水洗い・水拭きする 3) よく乾燥させる 0.02%に希釈
	家具類・床 1) 泥などの汚れを洗い流すか雑巾などで水拭きしてから十分に乾燥させる 2) 調整した液を浸した布などでよく拭く 3) 金属面や木面など色あせが気になる場合は、水で二度拭きする 0.1%に希釈
消毒用アルコール	希釈せず原液のまま使用 1) 洗剤と水で洗う 2) アルコールを含ませた布で拭く ※70%以上のアルコール濃度のものを使用 ※火気を使わない
10%塩化ベンザルコニウム(逆性石けん)	0.1%に希釈 1) 泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる 2) 調整した液を浸した布などでよく拭く

参考：日本環境感染学会 一般家屋における洪水・浸水など水害時の衛生対策と消毒方法

泥の除去は水洗いが一番効果的

- 泥を落とすときは、ホースなどで水を流すだけで十分効果がある

泥を水で流すことで、その後のカビの発生もおさえられます。高圧洗浄機は家財を傷めることもあるので注意しましょう。





水に浸かったものはどうすればいい？

自動車・農機具

- 絶対にエンジンをかけず、修理工場に連絡をする
- しばらく乗らないときは車検証とナンバーをはずす(盗難防止のため)
- 「無料で処分する」という悪徳業者に注意



エアコン・給湯設備



- 電源を入れなければ復旧の可能性がある
- 電気店に点検を依頼する

ソーラー(太陽光発電)



- 関連する機器を修理をすれば使える可能性がある

※災害救助法が適用されると無料で修理をしてくれるメーカーもあるため、まずは相談してみましょう。

台所設備・トイレ・風呂・洗面台



- 電気系統がぬれていなければ使える場合もある
- 機能に問題がなくても壁に接した裏側が乾きにくく、カビが生えやすい

タンス・棚

- 桐タンスや無垢材の家具は、洗って乾燥させれば使えることもある
- 木材を貼り合わせた合板や集成材のものはまず使えない。ゆがんでしまったり、乾いてもあとからカビが生えやすい



家電(冷蔵庫・洗濯機・テレビ・炊飯器など)



いちど
ぬかいても
ショートの
可能性アリ

- ぬれてしまうと使えない場合が多い
- まれに使えてもあとから故障することがある

※水害後は「家電リサイクル対象品目」の処分費用が免除されることがあります。

畳・じゅうたん・布団・ソファ



- 水を吸うと使えない
- ぬれた畳は発熱のおそれあり。他の廃棄物とは分けておく

建具(ふすま・障子・扉)



- 無垢材ならば洗って乾かすと棧や枠は使える

現金・通帳など

- 汚れた現金は、一定の条件のもと、新札に換えてもらうことができる
- 災害時は通帳や印鑑がなくても便宜的に応じてくれることがあるため、取引銀行や金融機関に相談する

スマートフォン・携帯電話

- 電源を入れずに電池、SIMカード、SDカードを外し、保管する
- 泥水に浸かった場合は防水型でも一度電源を切って乾燥させる
- 最寄りの携帯ショップに相談する



アルバム・写真類

- ぬれていても捨てなくてよい
- 写真を水で洗い、干す
- すぐに洗えない場合はアルバムを広げて乾かす
- 重なった写真は1枚ずつ離す
- 張り付いていたら水に浸けてはがす
- 写真を撮影してデータで残す手も



写真の洗浄方法
富士フィルム



迷ったらとっておく

「あのとき捨てないで取っておけばよかった」とならないよう、迷ったものは一旦取っておきましょう。

疲れていたし、
片付けなきゃ!
とあせっていたから
処分したけど...



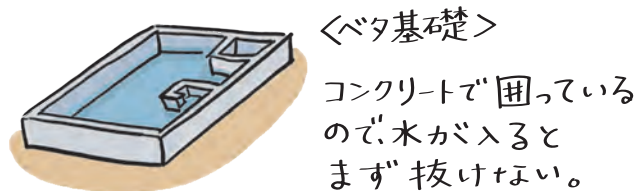
買い足すのが
大変だし、
買えないものも...

5 床下やカベ裏の確認をする

- 床下やカベ裏に水や泥が入り込んでいないか確認する
- 見かけ上被害がなくても、裏側にカビが生えていることがある
- ぬれた断熱材は早めに取り外す

水分や泥は、異臭のもとになり、放っておくとカビが発生し、健康被害につながることもあります。和室は畳を上げて、フローリングやじゅうたん敷きの洋間は、点検口や基礎の通気口から床下を確認しましょう。

右の写真のように外から見て基礎から水がにじみ出ているときは、水がたまっているおそれがあります。



雨が降っていないのに水がにじみ出ている



床下に泥がたまっている



カベの裏側の断熱材がぬれたまま残っている状態



石膏ボードや集成材のカベ裏に生えたカビ

6 自宅の修復について相談する

- 単純な片付けや掃除はボランティアに頼めることがある
- ボランティアや災害支援NPOの中には水害にあった家屋の対応経験が豊富な人たちもいる
- 自宅の修繕は、施工会社や地元の工務店に相談する

ボランティアによる片付けについては、もよりの社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）に問い合わせましょう。

自宅の修繕には、公的な支援が使えることがあります。市役所、町村役場に尋ねるか、弁護士会の無料相談会などで、信頼できる情報を集めましょう。



ボランティアによる片付け



災害支援NPOが行う点検

全部直すと
すごい金額に...!



一部屋、床だけ
張って物置にしたヨ



「水害にあったときに（冊子版）」

これらの内容をよりくわしく説明した冊子版もあります。右のウェブサイトまたは事務局までお問い合わせください。

震災がつなぐ全国ネットワーク

〒461-0001
愛知県名古屋市中区泉1-13-34 名建協2階
認定NPO法人レスキューストックヤード内
TEL:052-253-7550 FAX:052-253-7552
E-Mail:office@shintuna.org
WEB: <https://shintuna.org/>



※本手引きは日本財団の助成金によって作成されました。

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

第1版 発行：2017年3月
改訂第1版 発行：2025年7月